

住民税・所得税の申告情報(第2回)

問 財務課 町税係 ☎62-9122

来月の2月16日から3月16日までが申告期間です。毎年申告をしている方はもちろんのこと、お勤め先で年末調整をされた方、給与のほかに農業等の副収入がある方、公的年金等を受給されている方も下記をご確認いただき忘れずに申告をお願いします。

なお、申告相談会の日程および会場は、広報ふじみ2月号でお知らせします。



申告情報 ● 所得税確定申告をしなければならない方

【会社勤めやパート、アルバイトなどの給与収入がある方】

- ①給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- ②給与を1ヵ所から受け取って、その他に農業などの副収入があり、それらの所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計が20万円を超える方
- ③2ヵ所以上から給与を受け取って、年末調整をされなかった給与の収入金額と、それらの所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計が20万円を超える方
- ④同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、資産の賃料などを受け取っている方（※注：少額であっても所得金額にかかわらず申告が必要です）
- ⑤災害減免法により、所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
- ⑥家事使用人の方などで、給与の支払いを受ける際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている方

【公的年金を受給されている方】

- ①公的年金等の所得金額から、所得控除の金額を引くと残額がある方 ※公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方の確定申告は不要ですが、住民税申告が必要な場合があります。
- ②「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除を受ける方

【上記以外の方】

- ①事業所得、不動産所得がある方で、平成26年中のそれらの所得金額の合計から、雑損控除その他の所得控除の合計額を差し引き、その金額を基として計算した「配当控除額」と年末調整の際に控除を受けた「住宅ローン控除額」の合計額を超える方
 - ②外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていない退職所得がある方
 - ③外国の公的年金を受給している方
- ※所得税確定申告についての詳しいお問い合わせは、諏訪税務署（☎ 52-1390）までお願いします。

申告情報 ● 住民税申告をしなければならない方

平成27年1月1日現在、富士見町に居住している方で下記のいずれかに該当する方は、申告が必要です。
なお、所得税確定申告をする方は、住民税申告をする必要はありません。

- ①平成26年1月1日～平成26年12月31日までに収入があった方
 - ②給与のほかに農業などの副業があり、給与以外の所得（20万円以下を含む）があった方
 - ③公的年金等の収入が400万円以下で確定申告の必要はないが、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除を受ける方
 - ④中途退職などで、年末調整がされていない方
 - ⑤内職、日雇い、パート、アルバイトなどで、年末調整されていない方
 - ⑥国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している方で、年末調整等がされていない方
- ※住民税申告についての詳しいお問い合わせは、役場財務課町税係（☎ 62-9122）までお願いします。

申告情報 ● 確定申告により、所得税が還付される方

給与所得者や年金所得者で下記に該当する方は、還付を受けられる場合があります。

- ①源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、しかもその他の所得があまり多くない方
 - ②医療費が多額にかかった方（「10万円」と「H26年分の総所得金額等の合計額の5%相当額」のうちいずれか少ない金額が控除になります）
 - ③住宅ローンなどを利用してマイホームの新築、購入、増改築などをした方
 - ④上場株式等の配当があって課税所得が330万円未満の方
- ※申告された株式等の配当所得は、扶養控除や配偶者控除の適用、国民健康保険料算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれますのでご留意ください。
- ◆受付期間 1月5日(月)から受付（土・日曜日、祝日は除く）
◆時 間 午前8時30分～午後4時 ◆会 場 諏訪税務署
※還付申告についての詳しいお問い合わせは、諏訪税務署（☎ 52-1390）までお願いします。

申告情報 ● 確定申告・還付申告はお近くの税務署へ

確定申告の期間中は、申告会場が大変混雑します。申告に必要な書類を事前に用意し、収支内訳書などをできるだけ自分で作成するなどして会場へお越しください。

★早くて便利なe-Taxをご利用ください★

e-Taxは、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続ができるシステムです。e-Taxのご利用に当たっては、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得してください。（オンラインで取得できます。）

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の確定申告書等作成コーナーで作成した申告書等のデータは、e-Taxを利用し自宅から税務署に送信できます。また、上記の様な事前の手続きがなくても確定申告書等作成コーナーで作成し、印刷した申告書は税務署に郵送等でも提出できますので、ぜひご利用ください。

◆所得税の確定申告期限 3月16日(月)

申告情報 ● 下記に該当する方は税務署で直接申告してください

- 土地や建物、株式、先物取引、ゴルフ会員権などの資産の売却や交換などをした方
- 住宅ローン控除を初めて申告する方
- 税理士や税理士法人等が関与している法人の役員の方
- 農業所得、事業所得、不動産所得が300万円を超える方
- 青色申告の方および外国人の申告
- 贈与税、相続税等の申告をされる方



※注：上記に該当する方は、町内で行う申告相談会では相談を受けることができませんので、お手数ですが直接諏訪税務署で申告をお願いします。

【所得税確定申告書の相談および提出先】

〒392-8610 諏訪市清水2丁目5番55号 諏訪税務署 ☎ 52-1390(代表)

東日本大震災に関する国税相談 ☎ 52-1390(自動音声案内番号「0」)
一般的な国税相談(電話相談センター) // (// 「1」)
税務署窓口での相談の予約等 // (// 「2」)



申告情報 ● 償却資産(固定資産税)申告書の提出について 間 財務課 町税係 ☎62-9124

固定資産税は土地および家屋の他に、会社や工場、商店などを経営したり農業を営んだりしている個人や法人が事業のために用いる構築物、機械および装置、車両および運搬具、工具・器具および備品のうち、その減価償却費(額)が、必要経費に算入される償却資産を所有している方に課税されます。ただし、自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両等は除かれます。

償却資産を所有している個人または法人の方は、平成27年1月1日現在の状況をその資産が所在する市町村に申告すること(地方税法第383条)となっていますので、下記の期限までに申込書をご提出いただきますようお願いします。申告をされない場合は、地方税法等の規定により罰則が設けられています。また、税務署での資料閲覧等の調査を行う場合がありますのでご承知ください。

【平成27年度 申告書提出期限: 平成27年2月2日(月)】 ※早めの提出にご協力ください。

■「償却資産申込書」に関する説明会を下記の日程で開催しますのでご参加ください。

平成27年1月19日(月) 午前の部: 午前9時30分~10時30分 / 午後の部: 午後2時~3時

会場: 役場3階 301会議室(午前・午後の部ともに同じ内容です)

申告情報 ● 農業所得に係る「農業収支内訳書」および「償却資産(固定資産税)申告書」作成指導会について

町では、次の日程で農業所得に係る「農業収支内訳書」および「償却資産(固定資産税)申告書」作成指導会を開催します。

【対象者】 ①「農業収支内訳書」作成にご不明な点があり、お困りの方(青色申告者の方はご遠慮願います)
②事業(農業、営業、不動産)を営んでいる方で、減価償却資産をお持ちの方

【期日】 1月21日(水) 落合地区 1月22日(木) 富士見地区・乙事
1月23日(金) 境地区・立沢

【受付時間】 午前9時~午前11時まで(午前11時までに受付を済ませてください)
午後1時~午後4時まで(午後4時までに受付を済ませてください)

【場所】 役場3階 301, 302, 303会議室



申告情報 ● 給与支払報告書(個人別明細書)について

事業者の皆様へ、平成26年中に給与を支払った従業員、パート、アルバイトおよび中途退職された方で、平成27年1月1日現在富士見町に住民登録がある方について、給与支払報告書(個人別明細書)の提出をお願いしています。お忙しい時期ですが、お早めに提出をお願いします。

【提出期限】 2月2日(月)

【提出先】 ☎399-0292 富士見町落合10777番地 富士見町役場 財務課 町税係 (☎62-9122)

「給与支払報告書(個人別明細書)」の用紙は、役場財務課にありますので、必要な方はお手数ですが窓口までお越しください。

—消費者見守り情報 No.49— ~オンラインゲームでのトラブル~

間 住民福祉課 住民係 ☎62-9112 または長野県松本消費生活センター ☎0263-40-3660

オンラインゲームとは、インターネットに接続して遊ぶゲームの総称です。SNS(ソーシャルネットワーキングサービスの略で、WEBサイトの会員制サービスのこと)で提供されるゲームをソーシャルゲームといいます。パソコンやスマートフォンのほか家庭用ゲーム機などにもネット接続機能があります。ゲームには無料で遊べると広告しているものもありますが、その多くはゲーム内の通貨や敵を倒す武器などのアイテム(道具)を購入すると課金される仕組みになっています。ゲーム内で他のプレイヤーと比べて優位に立ちたいという気持ちを満たすために、アイテムの入手にお金がかかったり、チームプレイのため簡単にやめられなかったりすることもあります。



【オンラインゲームのトラブル】

- 子どもが親のクレジットカードやその情報を無断使用して、オンラインゲームで高額な決済をしていたというケースが急増しています。クレジットのしくみを理解していない子どもでも、決済手続きは簡単に行えます。
- 親のカード情報が登録されたスマートフォン等で遊ぶうちに、料金が必要とは知らずにゲーム内のアイテムを購入することもあります。
- 大人が、オンラインゲームの決済の仕組みを十分に理解せず、決済可能なネット接続機能がある機器をゲーム機として、子どもに使わせています。
- 事業者によっては、年齢に応じて利用料金額の上限を設け、子どもが不用意に高額課金をしないよう対策をとっているゲームサイトもあります。しかし、ゲームに登録する際、子どもは年齢をいつわることもあり、事業者等は利用者の年齢を把握しにくいという問題点があります。

【トラブルにあわないために!】

- 子どもにオンラインゲームを利用する場合には、ゲームの内容や課金の仕組み、利用する機器の機能を子どもと十分に確認しましょう。
- クレジットカードやその情報を登録しているサイトID等の管理には細心の注意を払い、子どもに勝手に利用させないようにしましょう。

最近は、小さいお子さんでも、スマートフォンやインターネット通信機能をもったゲーム機等を持っていて、オンラインゲームを簡単に利用することができる環境にあります。日頃から注意を払う必要があります。